平成２５年（フ）第２７２号
山梨県甲府市宮原町1350番地３　広瀬住宅
債務者　水上　和美
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
長野県松本市石芝３丁目15番Ａ―101号
債務者　倉田　早苗
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２７８号
岐阜市東鶉１丁目103番地１　ホテルルネスシラサギ、前住所岐阜県瑞穂市生津外宮東町１丁目82番地２　パークハイツ愛成ウエスト101号
債務者　曽貝　　司
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
静岡県下田市中810番地の２
債務者　小林　正廣
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第２４号
静岡県菊川市下平川741番地　エクセランＢ―201、旧住所静岡県菊川市東横地2790番地の２
債務者　大西ペドロこと　オオニシ　ペドロ
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１２２５号
名古屋市南区堤町２丁目43番地の１、従前の住所名古屋市南区道徳通３丁目61番地
債務者　倉知　廣忠
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３９９号
名古屋市中区新栄３丁目11番10号　ヒルズ新栄203号、従前の住所大阪市淀川区新北野２丁目２番３号　プルス新北野301号
債務者　金沢洋孝こと　金　　洋孝
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２６号
愛知県春日井市出川町８丁目23番地７　ミノタハイツ出川Ⅱ301号、申立時の住所愛知県春日井市出川町８丁目23番地６　ミノタハイツ出川118号
債務者　奥田　政浩
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４１号
名古屋市西区坂井戸町２番地　リバーパーク庄内３Ｂ号
債務者　濱口　敦史
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６９号
京都市伏見区深草泓ノ壺町33番地１　グランドムール伏見北207
債務者　椿原裕美子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７９６号
京都市北区上賀茂馬ノ目町49番地26
債務者　有川美代子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８５４号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８―３棟807号
債務者　中司　清也
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６４号
京都市西京区桂池尻町48番地17
債務者　藤原　俊和
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６５号
京都府八幡市八幡今田26番地の32
債務者　石田　真彦
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８８９号
京都市左京区下鴨宮崎町４番地12　マンション有雅７号室
債務者　きもの処果夢こと　西村　　進
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９７号
京都市山科区西野様子見町１番地15　山科団地Ｄ棟810号
債務者　西本　康二
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２５号
京都市東山区福稲御所ノ内町７番地11、前住所京都府八幡市戸津奥谷21番地の30
債務者　沖中　文仁
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係